

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年3月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300178 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300037 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社 (現在は、B社) における平成 25 年 9 月 2 日から平成 27 年 3 月 16 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間の標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 16 万円とする。

平成 25 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 16 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間の標準報酬月額については 18 万円とする。

平成 26 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間の訂正後の標準報酬月額 (上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 9 月 2 日から平成 27 年 3 月 16 日まで

請求期間について、ねんきん定期便で確認した標準報酬月額を上回る額の給与を受け取っていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書 (以下「給与明細書」という。) によると、厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 25 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間について、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成 25 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る資格取得届及び算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として資格取得届及び算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 25 年 9 月 2 日から平成 27 年 3 月 16 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 16 日までの期間について、給与明細書によると、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の訂正後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、平成 26 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間の標準報酬月額については 18 万円とすることが必要である。

なお、平成 26 年 9 月から平成 27 年 2 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300179号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300038号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年9月1日から昭和54年1月1日まで
② 昭和54年1月1日から昭和55年10月1日まで

私は、請求期間①については、C市Dに本社があったA社が経営する喫茶店「E」に、請求期間②については、C市Fに本社があったB社が経営する喫茶店「G」に、それぞれ従業員又は店長として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、C市Dに所在していたA社に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行ったものの、C市Dに「A社」という名称の適用事業所の記録は確認できない上、当該事業所の所在地を管轄する法務局は、当該地名において、当該名称の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、A社の事業主の氏名を記憶しておらず、当該事業所の同僚として1名の氏名を挙げているが、請求者が記憶している漢字氏名、仮名氏名及び年齢からは当該同僚を特定できず、事業主及び同僚に照会することができないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、請求者は、A社及びH社勤務時に交付された2冊の年金手帳をI社退職時に1冊に統合した旨主張しているところ、オンライン記録において、複数の漢字表記と読み仮名で氏名検索を行ったが、請求者のものと思われる基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(以下「未統合記録」という。)は確認できず、請求期間①において、請求者の厚生年

金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、C市Fに所在していたB社に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録によると、同社は昭和49年12月9日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており（以下「全喪」という。）、請求期間②において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、オンライン記録により、B社の全喪時の事業主は既に亡くなっていることが確認できる上、同社の商業登記簿謄本によると、同社は昭和55年6月*日に破産宣告を受け、昭和57年12月*日に破産終結していることが確認できるところ、当該破産終結以降の代表取締役は、請求期間②当時の資料の保管はなく、厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のB社における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者は同僚の氏名を記憶していないため、同僚照会ができず、同僚から証言を得ることができないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記のとおり、請求者のものと思われる未統合記録は確認できず、請求期間②において、請求者の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。